

制定理由

教職大学院設置準備を担当する教員の選考について、所要の改正を行うものである。

なお、教職大学院の設置により、教職大学院設置準備担当教員の役割の終了に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、教育研究評議会には報告事項とする。

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成20年 3 月28日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成20年規程第27号

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程（平成16年規程第35号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程の一部改正について

改正理由：教職大学院設置準備を担当する教員の選考について，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （審議事項） 第2条 評議会は，次に掲げる事項について審議する。 （1）～（3） 〔省略〕 （4）教員人事に関する事項（教員の採用及び昇任の選考に関する事項を除く。） （5）～（9） 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成20年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 （審議事項） 第2条 評議会は，次に掲げる事項について審議する。 （1）～（3） 〔省略〕 （4）教員人事に関する事項（<u>教職大学院設置準備を担当する教員以外の教員</u>の採用及び昇任の選考に関する事項を除く。） （5）～（9） 〔省略〕 〔省略〕